

❀ 退職共済年金の請求手続きについて

60歳になられた方（昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ）に退職共済年金の請求案内通知を送付しています。

皆さんの中には、既に年金の請求手続きをしていただき退職共済年金の決定を受けた方もいれば、まだ請求されていない方もいらっしゃると思います。

60歳を過ぎて退職される際には、皆さんの状況に応じて、それぞれ下記の手続きが必要になります。

退職に伴う退職共済年金の請求手続きについて

【退職共済年金の支給要件】

- ①60歳以上の方（受給権発生日は、60歳の誕生日の前日となります。）
- ②組合員期間が1年以上ある方
- ③組合員期間等（厚生年金、国民年金、私立学校共済組合制度など）が25年以上ある方

在職中に請求手続きを行っていない方
(年度末までに60歳に到達される方を含む)

「決定及び退職改定の請求」が必要です。

在職中に請求手続きを行っている方

「退職改定の請求」が必要です。

※退職に伴う請求手続き等については、所属所経由で行っていただくことになりますので、手続きの詳細については所属所の共済事務担当課にお問い合わせください。

年金の支給日について

退職後、共済組合が指定する期日までに、退職改定の請求等を行っていただきますと、平成25年6月14日に、2ヶ月分（平成25年4月分、5月分）の年金支給が行われます。
(年金証書等は、6月10日頃にご自宅にお届けする予定となります。)

支給月	支払月分
6月	4月、5月分
8月	6月、7月分
10月	8月、9月分
12月	10月、11月分
2月	12月、1月分
4月	2月、3月分

- ◆年金の支給日は、支給期月の15日です。ただし、15日が金融機関の休業日の場合、15日の直前の営業日となります。
- ◆書類の提出が遅れますと、年金の支給も遅くなる場合がありますので、ご注意ください。

60歳未満で退職した場合の年金請求手続きについて

退職共済年金の支給開始年齢になりましたら共済組合から、ご自宅へ退職共済年金の請求案内通知をお送りしますので、同封の記入要領等に沿って手続きをお願いします。

※市町村役場等を退職後、住所又は氏名を変更された場合は、共済組合へ連絡いただき、所定の手続きをお願いします。この手続きを行っていないと、年金請求書等がお手元に届かないこととなりますので、ご注意ください。

※生年月日により年金の支給開始年齢は異なります。

例

一般組合員：昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ } 61歳
特定消防組合員：昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ }

※[地共済年金情報Webサイト](#)で年金見込額や加入履歴などを確認いただくことができます。（9ページ参照）

🌸 こんなときにはお届けください

年金受給者となられてからも、さまざまな届出が必要となります。

次の①から④に該当する場合には届出が必要ですので、共済組合年金課までお問い合わせください。

①氏名、年金受取金融機関を変更するとき

②再就職（再雇用）したとき

- 民間企業等に再就職（再雇用）したとき（他の年金制度へ加入）（詳細は8ページを参照）
→再就職又は再雇用された場合、年金の一部が停止される場合があります。
- 公務員として再就職したとき
→公務員として再就職された場合、年金が全額停止されます。
（ただし、年金額及び給料等の額によっては一部支給される場合があります。）

③失業給付を受けようとするとき

- 失業給付を受け取られると、退職共済年金（職域年金相当額を除く）が停止されます。
失業給付の申請（受給）に関しては、その支給額と年金受取額を比較して、慎重に検討することが必要です。

④加給年金額対象者に異動があったとき

- 加給年金対象者が次に該当した場合、加給年金額が停止又は失権します。
 - ・年金加入期間が20年以上、20年以上とみなされる退職を事由とする年金、又は障害を事由とする年金を受け取ることになったとき
 - ・死亡したとき、離婚したときなど

（注）届出書類には、事由に応じて添付書類が必要になります。

また、②・③・④にかかる届出がない場合や、届出が遅れた場合には、年金が正しく支給されず過払金が発生し、返還をしていただくケースもあるため必ず届出ください。